

情報化と知的財産権

情報化とは何か

社会の中で流通する情報の量の(爆発的な)増大
情報それ自体が財(価値あるもの)になる=情報の財化

eg. CATV(多チャンネル化)
eg. 音楽のダウンロード販売

●情報の財化(情報が財になること)

財(goods)とは何か

価値あるもの・取引されるもののすべて。eg. 本・CD・食糧・不動産・時間・労働
社会的な基本財(ロールズ)……自由と機会、所得と富、生きがいの基礎 etc.

所有権と財

「ある財が誰かのものである」とはどういうことか？

典型的な場合: (1) 有体物・動産 (2) 有体物・不動産

※ 有体物……物理的意味での物質。固体・液体・気体を含む。

所有権(property)・占有権(possession)

現に支配下においていること……占有

正しい原因によって権利を有すること……所有

問題: 無体物の所有・占有とはどういうことか？

電気窃盗事件と刑法 245 条「電気は、財物とみなす」

情報とその売買

例 1) CD。レコード店で買った純正品と、レンタルショップで借りてコピーした CD-R。

同一か、違うものか(物質的な相違、情報的には同一)。このとき、我々は何に金を払っているのか？

例 2) MP3 で有償ダウンロードした音楽。金銭の逆方向には何が動いたのか？

「情報には、大別して二通りの定義がある。第一に、情報とは、コミュニケーションを通じて伝達される、事実や事柄に対する『知らせ』のことを指す。(……)しかしより広義に解釈するならば、情報とは、二種類の『物質・エネルギーの時間的・空間的なパターン』が記号・意味関係を形成し、記号・意味間の変換を通じて伝達・処理・貯蔵機能を果たすものをいう。」(『社会学事典』)

「最近の情報科学(information science)の対象となる情報は、自然諸科学の説明によれば、物質・エネルギーの時間的・空間的・定性的・定量的パターン(図柄)のことであり、情報は物質・エネルギーと並んで自然を構成する二大要素のひとつである、といわれている」(『マス=コミュニケーション事典』)

- ・情報の物質からの独立性、物質への依存性
- ・情報の相対性(主観性)——解釈主体との相関性

情報のメディアからの分離可能性。情報が(メディアを離れて)流通する社会、情報それ自体の管理可能性が問題となる社会 → 『情報化社会』

特殊な財——公共財(public goods)

eg. 道路、公園、(きれいな)空気、治安、公衆衛生……

非=排除性(non-excludability)

排除原則(対価を支払うものだけが享受できる)が成立しない場合 → Free Rider 問題

非=競合性(non-rivalness)

競合性(誰かの消費によって他者の消費可能量が減る)が成立しない場合

通常の市場による供給はうまくいかない(市場の失敗) → 国家による強制的な供給などの解決策

問題……情報財の性質は公共財に似ていないか？

だが「市場の失敗」と「政府の失敗」……価格評価の困難さ

●知的財産権

知的財産権(intellectual property; また知的所有権)

新規の知的生産に対し、その成果を一定期間独占する権利を与える制度。

著作権、工業所有権など無体物を支配する権利の総称。権利の客体が、著作物あるいは発明、考案、意匠などの人間の精神的、創造的な活動の所産及び商号、商標などの産業活動における識別標識のように非有体物であることから、この名称[無体財産権]が用いられる。(有斐閣 法律用語辞典 第2版)

擬制(fiction) 本当は A ではない (ことはわかっている) が、A だということにすること。
例) 婚姻した未成年者は、成年と看做される。

※ 推定 = A か B か わからないので、わかるまでは A ということにする とは違う。

知的財産保護の第二の方法は、ある種の情報を「物」と類似なものと擬制して、所有権類似の物権的效果を与えることにより、情報の保護を図ろうとする物権的構成である。民法 85 条では「物トハ有体物ヲ謂フ」と規定されており、情報は「物」ではないが、情報の資産化を押し進め、より確固たる財とするために、所有権法の法的枠組を知的財産の保護に借用している。(中山 12)

目的→ 侵害排除、排他権(差止請求権)、譲渡・ライセンス・担保権設定等が可能に。

(1) 権利付与

特許法(発明)、実用新案法(考案)、意匠法(意匠)、商標法(商標)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(半導体のレイアウト)、種苗法(植物の新品種)、著作権法(著作物)

(2) 行為規制

不正競争防止法(標識、営業秘密、商品形態)

(中山 4 を元に改変)

存在理由——インセンティブ説(誘因説)

模倣一般は禁止できない(文化は先行する業績の上に発展する)。

フリーライドを防止する必要がある。

→ 許される模倣と許されない模倣の区別が必要になる。

知的財産を生み出した者が十分な報償を得ることができるよう、独占権を与える。

※ もし Free Ride を禁止しなかったらどうなるか?

① 知的財産を生み出すには、一定の資源(時間・労力・才能 etc.)が必要である。開発者は、単純な生産費に加えてその投資分も知的財産の売り上げから回収する必要がある。

② 一方、できあがった知的財産を利用する者は、単純な生産費を回収すればよい。

③ 1,2 から、売り上げとして回収しなくてはならない投資は開発者の方が多く、従って開発者の方が販売価格を高くしなくてはならない。→ 開発者は競争に負け、投資を回収することができなくなる。

④ ここから、個々人にとって有利な戦略は、自ら知的財産を生み出すことではなく、誰かが生み出した知的財産を利用して儲けることだということがわかる。

⑤ ところが、社会の中にいる各個人が皆同様に考えたとき、誰も知的財産を生み出そうとはしないことになる。結局、各個人にとって有利な選択を集計すると、各個人にとって不利な結果が導かれる。

→ 「合成の誤謬」・「囚人のジレンマ」

存在理由——自然権説

「私が労力を注いで生産されたものは、私のものである」という根強い確信

自然権(natural rights)

法によって生み出された権利ではなく、法に先行する・法の基礎となる普遍的な権利。

批判 「太平洋にトマトジュース」